

1-3
改修

住定日

- 死亡日から譲渡日までの間の、相続人の住所について確認する。
→死亡日から譲渡日までの間、相続人の住所が当該空家に置かれていないことを確認する。
- 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に当該家屋が耐震基準に適合することを約したことが分かる売買契約書等のコピーを確認する。

住民票 譲渡
後に発行されたもの

R

譲渡まで居住していない證明

住定日

住定日が死亡日より後だった場合は附票が必要

附票で調べる

空家になつた事の
証明
水道
ガス
電気の廃止を證明
するもの
この間
の日付で廃止され
ていることが必要



死亡日
(除票住民
票で確認)

R

譲渡日
(売買契約
書で確認)

R

所有権移転や契約日ではなく
「譲渡日、引渡し日」

耐震改修日
(耐震基準適合證明書など耐震改修
工事完了日が確認できる書類で確認)

R

所有権移転や契約日ではなく
「譲渡日」